

項 目 名	東日本大震災の被災者が作成する被災農用地の譲渡に係る不動産の譲渡に関する契約書等の非課税措置の縮減		
税 目 （ 条 文 番 号 ）	印紙税		
見 直 し の 内 容	（１）現行制度の内容 被災者が、東日本大震災により耕作若しくは養畜の用に供することが困難となった農用地（以下「被災農用地」という）又は警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域（※１）内に所在していた農用地（以下「対象区域内農用地」という）について、 ① 被災農用地又は対象区域内農用地を譲渡する場合 ② 被災農用地又は対象区域内農用地に代わる農用地（以下「代替農用地」という）を取得する場合 ③ 代替農用地に係る地上権又は土地の賃借権を設定し、または取得する場合に被災者等が作成する不動産の譲渡又は地上権の設定等に関する契約書のうち、平成 23 年 3 月 11 日から令和 8 年 3 月 31 日（※２）までの間に作成されるものについては、印紙税を非課税とする措置。 （※１）旧警戒区域及び旧計画的避難区域（区域見直し後においては帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域） （※２）対象区域内農用地に係るものについては、警戒区域設定指示等が解除された日以後 3 か月を経過する日と令和 8 年 3 月 31 日とのいずれか早い日まで。 （２）要望の内容 本特例措置のうち、被災農用地に係る特例について、適用期限（令和 8 年 3 月 31 日）の到来をもって廃止し、特例措置の対象となる農用地を対象区域内農用地に縮減するもの。 また、対象区域内農用地の代替農用地を取得する場合等の特例については、恒久措置とするもの。		
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	【関係条文】 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第 50 条	平年度の増収見込額	－ 百万円
		（制度自体の減収額）	（ － 百万円）
		（改正増減収額）	（ － 百万円）